

液化石油ガスの質量販売の基準

[充填事業者の氏名及び充填容器内のLPガス量の表示 並びに充填容器に封を施す位置及びその方法（計量法）]

1. 制定目的

一般消費者等に対して質量販売を行う充填容器は、計量法第12条及び第13条にて、計量義務及び表示義務等が規定されていることより、当該規定を実施するに当たり必要な事項を定め、一般消費者等へ販売するLPガスの取引の適正化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

液化石油ガス法の適用を受ける一般消費者等への質量販売に用いる充填量10kg以下のLPガス容器について、計量法に基づく必要な措置を講じる場合について規定する。

3. 質量販売する場合の基準

充填量10kg以下のLPガス容器を質量販売する場合は、下記の3.1又は3.2のいずれかの措置を講じて販売すること。

3.1 販売事業者において計量を行い販売する場合

- (1) 販売事業者は、計量法第16条に規定された法定計量器を使用して、販売する容器の質量を、販売する一般消費者等の面前にて計量する。
- (2) 計量した値から当該容器の質量を差し引き、容器内のLPガス量を確認し、数値が1万以上とならないような法定計量単位にて販売LPガス量を表記する。

3.2 販売事業者にて計量を行わず販売する場合

- (1) 充填事業者にて、質量販売容器への充填完了後、封を施すこと。
- (2) 充填事業者は、当該容器に規定の量が充填されていることを確認すること。
- (3) 充填事業者にて、次の事項が記された表示を、当該容器に附すこと。
 - a) 充填事業者の氏名又は名称
 - b) 充填事業者の住所
 - c) 容器内のLPガス量

- 「特定物象量（質量又は体積）を表す数字及び文字」にて記載
- 「数値が1万以上とならない法定計量単位」にて記載

4. 封を施す場合の措置

(1) 封は、次の①又は②のいずれかの位置に施すものとする。

①容器の充填口

②ハンドル(ハンドルとバルブ本体の両方にまたがって施すこと)

(2) 封を施す方法は、当該容器のバルブに取り付けられた状態において、破損、剥離等がないように取り付けられ、容器内のLPガス使用時以外は取り外してはならない。

制定日

本基準の制定日は、1998年10月1日とする。

改訂日

本基準の第1回改訂：2008年11月26日

施行日

本基準の施行日は、2009年2月1日とする。